

市民農園の整備に関する基本方針の具体的取扱いについて

平成 3 年 9 月 2 日農企第 786 号

最終改正 平成 21 年 11 月 26 日農環第 400 号

この取扱いは、市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）第 3 条第 1 項に基づいて、市民農園の整備に関する基本方針（平成 3 年 9 月 2 日茨城県告示第 986 号。以下「基本方針」という。）を策定したことに伴い、今後県及び市町村において、適正かつ円滑な事務処理等が行えるよう具体的な取扱いを定めるものとする。

第 1 基本方針第 2 の市民農園区域の指定について

1 市町村は、市民農園区域を指定するに当たっては、基本方針第 2 に掲げるほか、次の土地の区域は指定しないものとする。

- (1) 港湾地区（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 4 項の港湾地区をいう。）港湾隣接地域（港湾法第 37 条第 1 項の港湾隣接地域をいう。）及び港湾施設が相当程度集積し、又は集積することが予定されている港湾地区内の埋立地）
- (2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園及び国定公園の特別保護地区並びに第 1 種特別地域
- (3) 工場立地法（昭和 33 年法律第 24 号）第 3 条第 1 項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地（農林水産省と経済産業省との間で協議の調ったものに限る。）
- (4) 農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 3 項に規定する工業等導入地区
- (5) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全地域の特別区
- (6) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）による保安林、保安林予定森林、保安施設地区及び保安施設地区予定地並びに保安林整備臨時措置法（昭和 29 年法律第 84 号）による保安林整備計画に基づく保安林指定計画地（保健機能森林の区域内に存するものを除く。）

2 市町村は、指定要件に該当する区域が複数ある場合には、それぞれ指定することができる。

3 基本方針第 2 の 3 の「集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう配慮を行うこと」については、その集団的農用地の縁辺部についてのみ認められるものとする。

第2 基本方針第3の市民農園施設の設置等について

- 1 農園用地，基本方針第3の6に掲げる必須施設及び必要に応じて整備できる施設の内容，それらに係る関係法の手続き及び標準規模等（許認可等の判断基準）は別表のとおりとし，規模については著しく相違のないよう努めるものとする。

ただし，市民農園本来の趣旨から，市民農園全体のうちの過半は農園用地（園路を含んだもの）に供されるものでなければならない。

- 2 別表に掲げる施設のうち，農園用地，「必須施設」及び「必要に応じて整備できる施設」のうちの農業用施設については，土地改良事業等の土地基盤整備事業を実施中又は事業が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない地区内の土地でも設置できるものとするが，それら以外の施設については当該土地には設置できないものとする。

また，やむを得ず土地基盤整備事業を実施した土地に市民農園を設置する場合は，関係土地改良区の同意を得なければならない。

第3 市民農園区域の指定及び市民農園の開設の認定に関する事務処理等について

- 1 市町村は，市民農園区域を指定しようとする時は，関係機関等との調整，農業委員会の決定の後，県知事の同意を得ることとなっているが，農業委員会の決定の前の時点で，あらかじめ，時間的余裕をもって農村環境課と関係書類（市町村が作成する市民農園区域指定調書等）により調整を図るものとする。
- 2 市町村は，市民農園区域内又は市街化区域内において，市民農園の開設の認定を行おうとする時は，関係機関等との調整，農業委員会の決定の後，県知事の同意を得ることとなっているが，農業委員会の決定の前の時点で，あらかじめ，時間的余裕をもって農村環境課と関係書類（開設を行おうとする者が提出する整備運営計画書（以下「整備運営計画」という。）等）により調整を図るものとする。
- 3 基本方針第3の9の配慮については，所管警察署長等との調整を十分に図るものとする。

第4 その他

- 1 市町村は，市民農園の開設を行う者から，恒久的市民農園施設（管理棟等）を設置しようとする計画があった場合は，今後の永続性等を含め十分慎重に審査等するものとする。
- 2 市町村は，開設者から市民農園の農地及び施設の整備状況や利用状況等を定期的に報告させる等して，市民農園の適正な運営に努めるものとする。
- 3 市町村は，開設者が何らかの事由により市民農園を廃園した場合には，本法

律に基づいて許可の特例を受けた施設の除去等について、適切に処理するものとする。

4 市街化区域のうち市民農園の開設の認定対象区域から除く区域は、次のとおりである。

(1) 施行予定者が定められている一定の都市計画施設の区域及び一定の市街地開発事業の施行区域（市民農園整備促進法施行令（以下「施行令」という。）第1号及び第3号）

(2) 告示のあった都市計画施設の事業地の区域（施行令第2号）

(3) 告示のあった市街地開発事業の事業地の区域（施行令第4号）

(4) 市街地開発事業等予定区域（施行令第5号）

(5) 第1の1に掲げる区域

5 当該取扱いは、市民農園区域の変更及び認定整備運営計画の変更について準用する。